

医療法人 吉村病院 指定通所リハビリテーション事業所及び
指定介護予防通所リハビリテーション事業所 運営規程

(趣旨)

第1条 この運営規程において、吉村病院が実施する指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション（以下「指定通所リハビリテーション」という）事業の適正な運営を確保するため、人員および管理運営に関する事項を定めることを目的とするもの。

(事業の目的)

第2条 指定通所リハビリテーションの事業は、利用者が要介護状態又は要支援状態となった場合においても、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 1 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定通所リハビリテーションの提供にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (2) 指定通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所は自らその質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- (3) 指定通所リハビリテーションの提供にあたっては、医師の指示並びに通所リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画（以下、「通所リハビリテーション計画」という。）に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立にするよう適切に行う。
- (4) 指定通所リハビリテーションの提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要とされる事項等について理解しやすいよう説明を行う。
- (5) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

2 事業所は、正当な理由なくサービス提供を拒まない。

(サービス提供困難時の対応)

第4条 利用申込者に対し自ら適切な指定通所リハビリテーションを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者にかかる居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定通所リハビリテーション事業者等の紹介その他の必要な措置を講じるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第5条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 医療法人 吉村病院
- 2 所在地 福岡市早良区西新3丁目11-27

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第6条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

管 理 者 理事長 吉村 賢一

管理者は、この事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

医師：2名 (常勤) 西島 宗孝 (常勤管理者と兼務) 吉村 賢一

診療又は運動機能検査、作業能力検査などを基に、利用者の心身の状況、病歴及びそのおかれている環境を踏まえ、理学療法士その他の従業者と共同して、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容などを記載した通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画（以下「通所リハビリテーション計画」という）を作成するとともに、適切なリハビリテーションが行えるよう利用者の健康状態などを把握する。

理学療法士 (常勤2人以上)

作業療法士 (常勤1人以上)

言語聴覚士 (常勤1人以上)

理学療法士（又は作業療法士、又は言語聴覚士）は、医師の指示並びに通所リハビリテーション計画等に基づき、利用者の心身機能の回復を図るために必要なりハビリテーション、指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日～金曜日までとする。水曜日のみ午前中のみとする。
ただし、祝日及び12月31日～1月3日までを除く。(例外あり)
- 2 営業時間 8時30分～17時30分までとする。
水曜日のみ8時30分～12時30分とする。
(サービス提供時間は9時00分～16時30分とする。)
(水曜日のみサービス提供時間は9時00分～12時00分までとする。)
- 3 曜日別営業時間

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
1単位(9:00～10:30)	○	○/S T	○	○	○	休	休
2単位(10:30～12:00)	○	○/S T	○	○	○	休	休
3単位(13:30～15:00)	○	○	休	○	○	休	休
4単位(15:00～16:30)	○	○	休	○	○	休	休

(指定通所リハビリテーション利用定員)

第8条 本事業の利用定員は1日につき20人とする。

1単位の利用定員を5人とし、合計利用定員を20人とする。

水曜日のみ1単位利用定員を5人とし、合計利用定員を10人とする。

(通所リハビリテーション計画)

- 第9条 1 指定通所リハビリテーションの提供を開始する際には、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、提供するサービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス及びサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を個別に作成する。
- 2 通所リハビリテーション計画の作成にあたっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成する。
- 3 通所リハビリテーション計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得る。
- 4 通所リハビリテーション計画を作成した際には、当該通所リハビリテーション計画を利用者に交付する。
- 5 通所リハビリテーション計画の作成後、当該通所リハビリテーション計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該通所リハビリテーション計画の変更を行う。

(指定通所リハビリテーションの内容)

- 第10条 事業所が行う指定通所リハビリテーションの内容は、計画的な医学管理を行っている医師の指示に基づき、要介護者等の基本的動作能力又は応用的動作能力、社会的適応能力、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法・作業療法・言語療法・その他必要なりハビリテーションを実施する。また、ご家族及び支援者への介護に関する相談援助を行う。なお、自宅から病院間の送迎を行う。

(指定通所リハビリテーションの利用料及びその他の必要の額)

- 第11条 1 指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、別表の通り厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該指定通所リハビリテーション等が法定代理受領サービスであるときは、負担割合書に記載されている額を請求する。
- 2 法定代理受領サービス以外の指定通所リハビリテーションを提供した場合は、前項の法定代理受領サービスの単価に単位単価を乗じた額とする。
- 3 次条の通常事業の実施地域を越えて行う指定通所リハビリテーションに要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費、駐車料金は、次の額を徴収する。
- 交通費
- (1) 当院より半径2km未満 無料
- (2) 当院より半径2km以上 片道100円/km
- 駐車料金 実費にて徴収
- 4 第1項から第3項までの費用の支払いを受ける場合には、要介護者等又はその家族に対して事前に当該サービスの内容及び費用について文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 5 前項に定めるもののほか、事業者は利用者から以下の費用の支払いを受けるものとし、その額は別表のとおりとする。
- ① おむつ代 ② セラバンド代 ③ 杖・杖先ゴム代 ④ マスク代 ⑤ テープ代

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、福岡市内（早良区・西区・城南区・中央区）とする。
（当院より半径2km以内 ただし、国道202号線より以南を除く）

（緊急時、非常災害時又は事故発生時における対応方法）

第13条 事業所及びその従業者は、風水害、地震、火災等の非常災害に際して、利用者の安全確保を優先とした避難、誘導等の措置をとらなければならない。

- 1 事業所及びその従業者は、サービスの提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたとき、又は事故が発生したときは、速やかにあらかじめ定められた医療機関に連絡し適切な措置を講ずるとともに、管理者の指示に従い、市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。以下、同じ。）、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡しなければならない。
- 2 事業所は、事故の状況や事故に際して取った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講ずるものとする。
- 3 事業所の従業者は、消火設備、救急品、避難器具等の備え付け及びその使用方法並びに非常災害時の避難場所及び避難経路を熟知しておかななければならない。
- 4 事業所の従業者は、非常災害などを発見又は発生の危険性を察知した時は臨機の措置をとるとともに、所轄消防署に通報する等の適切な措置を講じ、その被害を最小限にとどめるように努めなければならない。
- 5 事業者は、消防法に規定される防火管理者を定め、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報体制を整備し、定期的に従業者に周知するとともに非常災害に備えるため年2回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。

（衛生管理対策）

第14条 事業所は、感染症が発生又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、従業者については、適宜に健康診断等を実施する。

（居宅介護支援事業者との連携）

第15条 事業所は、事業の実施に際し、主治の医師及び居宅介護支援事業者（必要と判断される場合は、主治医、保健医療・福祉サービス提供者を含む）と連携し、以下の場合には必要な情報を提供することとする。

（利用者に関する市町村への通知）

第16条 事業所は、利用者が正当な理由なしに指定通所リハビリテーションの利用に関する指示に従わないことにより利用者の要介護状態等の程度を悪化させたとき又は悪化させる恐れがあるとき、及び利用者に不正な受給があるとき等には、意見を付して当該市町村に通知することとする。

（利益供与の禁止）

第17条 事業所及びその従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者等に対し、利用者にサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(秘密保持)

- 第18条
- 1 事業所及びその従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨に従業者との雇用契約の内容とする。
 - 3 サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

(苦情処理)

第19条 利用者やその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、事業所に苦情受付窓口を設置する。苦情が生じた場合は、直ちに相手方に連絡を取り、詳しい事情を把握するとともに、従業者で検討会議を行い、必ず具体的な対応を行う。また、苦情記録、その対応を台帳に保管し、再発を防ぐ。詳細は別紙「利用者の苦情を処理するために講ずる処置の概要」による。

(サービス利用にあたっての留意事項)

- 第20条 利用者が事業所の提供するサービスを利用するにあたっての留意事項は次の通りとする。
- 1 利用者又はその家族は、利用者の心身の状況などに変化がみられた場合は、速やかに事業所の従業者に連絡をすること。
 - 2 事業所の設備・備品を利用する際は、事業所の従業者の指示に従うこと。
 - 3 他のサービス利用者の迷惑となる行動等は慎むこと。
(飲酒は禁止する。)

(その他運営に関する重要事項)

- 第21条
- 1 本事業の社会的使命を十分認識し、従業者の資質向上を図るため、具体的な研修計画を策定し、研修等の機会を設けるとともに業務体制を整備する。
 - 2 この規程の概要等、利用（申込）者のサービス選択に関係する事項については、事業所内の見やすい場所に掲示又は縦覧に供する。
 - 3 第9条のサービス提供記録については、利用者からの申し出があった場合にはそれらを当該利用者に交付する。
 - 4 第9条のサービス提供記録、第15条に規定する市町村への通知、並びに前条の苦情処理に関する記録については、整備の上、完結してから原則5年間保存する。
 - 5 都道府県及び市町村、並びに国民健康保険団体連合会（以下、「市町村等」という。）からの物件提出の求めや質問・照会等に対応し、その調査に協力するとともに、市町村等からの指導・助言に従って必要な改善を行う。また、市町村等から求められた場合には、その改善の内容を市町村等に報告する。
 - 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は管理者と従業員の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1. この規程は、平成30年9月1日から施行する。
2. この規程の一部を改訂し、平成31年4月1日から施行する。